

岩手県告示第652号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成28年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 中島
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
一関市	萩荘	谷起島西方	142番1 145番1 145番1地先河川敷 142番19	標柱1号 標柱2号から12号まで及び16号 標柱13号から15号まで 標柱17号